

■屋外広告物の表示等の制限

屋外広告物は、良好な景観形成を進める上で重要な要素の1つであり、地域のまち並みと調和した表示・掲出が求められています。また、近年では、地域のまちづくりと連携し、建築物との調和やまち並みとしての統一感を意図した、良好な広告景観が見られる地区も増えつつあります。

このため、都市の賑わいや風格を演出し、ゆるやかな秩序が感じられるまち並みの形成、隅田川などの水辺や都市公園等の緑地との調和を目指し、屋外広告物の表示又は掲出に関する方針を次の通り定めます。

1) 景観計画区域内における屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針

- ① 屋外広告物は、その規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出に配慮します。
- ② 建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとなるように配慮します。
- ③ 隅田川や神田川、都市公園等の周辺では、これら自然的要素と調和するとともに、水辺や都市公園内の主要な眺望地点からの見え方に十分に配慮した表示・掲出とします。
- ④ 文化財をはじめとする歴史的な景観資源の周辺では、その資源を引き立て、落ち着いた佇まいを損ねない表示・掲出に配慮します。
- ⑤ 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、その影響が広範囲に及ぶ場合があることから、位置、規模、色彩等のデザイン等について十分配慮します。
- ⑥ 住宅地や寺町等の周辺においては、その落ち着いたある景観を損ねないような表示・掲出に配慮します。
- ⑦ 建築物と一体となったデザインや通りとして統一感のある屋外広告物は、まち並みの個性や魅力を高めるとともに、観光振興等にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した広告景観に取り組みます。

2) 景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園）内における基準【法第8条第2項第4号】

景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園）における屋外広告物の表示については、東京都屋外広告物条例に基づく制限により、良好な景観誘導を一体的に行い、周辺のまちなみとの調和を図ってまいります。

文化財庭園など貴重な文化遺産を保存・継承するため、旧岩崎邸庭園の周辺において良好な景観を形成し、庭園等の内部からの眺望を保全します。景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園）周辺では、屋外広告物の表示・掲出に関する基準は下表に示すとおりとします。

①表示等を制限する範囲（規制範囲）

景観形成特別地区（旧岩崎邸庭園地区に限る）の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

②規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り、表示できる。ただし、表示等に当たっては下表の定める基準によります。

- 自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示等）
- 公共公益目的の広告物
- 非営利目的の広告物

区分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	□ 地盤面から 20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	□ 地盤面から 20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩 （「東京都景観色彩ガイドライン」参照）	□ 建物の壁面のうち、高さ 20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の 1/3 を越えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～ 5 Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5. 1Y～10G</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1BG～10B</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1PB～10RP</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0. 1R～10R	5 以下	0. 1YR～ 5 Y	6 以下	5. 1Y～10G	4 以下	0. 1BG～10B	3 以下	0. 1PB～10RP	4 以下
色相	彩度												
0. 1R～10R	5 以下												
0. 1YR～ 5 Y	6 以下												
5. 1Y～10G	4 以下												
0. 1BG～10B	3 以下												
0. 1PB～10RP	4 以下												
表示等の制限の例外	□ 建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												